

経済建設委員会会議録

令和元年11月22日(金)
(開 会) 10:00
(閉 会) 12:17

【 案 件 】

1. 議案第116号 財産の処分(山倉)
2. 請願第 1号 「飯塚市所有の鉱業権(山倉、綱分地区)」に関する請願
3. 産業振興について

【 報告事項 】

1. 目尾地域振興基本計画における未整備用地の活用について (産学振興課)
2. 街なかにぎわい商品券の発売について (商工観光課)
3. 乗合バス路線の一部区間の廃止について (商工観光課)
4. 工事請負変更契約について (土木管理課)
5. 工事請負変更契約について (農業土木課)
6. 飯塚市立病院の現状について (企業管理課)
7. 工事請負契約について (企業管理課)
8. 工事請負契約について (契 約 課)
9. 「第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」素案及び現戦略の外部委員会による検証結果について (総合政策課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第116号 財産の処分(山倉)」及び「請願第1号 『飯塚市所有の鉱業権(山倉、綱分地区)』に関する請願」、以上2件は関連があるため一括議題といたします。

執行部から、9月12日の本委員会以降の経過について説明を求めます。

○商工観光課長

商工観光課より、9月12日に開催されました経済建設委員会以降の時系列について報告いたします。

9月27日に飯塚市自治会連合会庄内支部臨時自治会長会があり、「飯塚市が所有する山倉、綱分地区の鉱業権及び土地の譲渡反対について」を議題として協議がなされ、庄内支部として標記要望書の提出が決議され、10月9日付で、飯塚市長宛てに提出がなされております。また、11月15日には、9月27日と同様の議題にて、庄内地区まちづくり協議会臨時全体会が開催され、「飯塚市が所有する山倉、綱分地区の鉱業権及び土地の譲渡反対について」の要望書の提出が決議され、11月18日付で、飯塚市長宛てに提出がなされております。

なお、総括資料としまして提出しております追加資料についてでございますが、1ページ目は、先ほど説明しました2件の会議に提出した資料とあわせて、2ページ目、3ページ目には、これまで地元説明会等でお示ししました地元要望事項等に係る具体的取り組みを記載しておりますのでございます。以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め「議案第116号」及び「請願第1号」、以上2件に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

せんだって、委員会で現地調査いたしましたけれど、関の山鉱山のほうからの説明、それと

山倉と入水の代表者の方とお話いたしました。それを踏まえながらちょっとお尋ねしていきたいと思いますが、改めて行政にお尋ねいたしますが、この鉱業法の第1条の目的については、どういうふうになっておるか、再度確認させていただきたいと思います。

○商工観光課長

「この法律は、鉱物資源を合理的に開発することによって公共の福祉の増進に寄与するため、鉱業に関する基本的制度を定めることを目的とする。」と規定されております。

○道祖委員

公共の福祉の増進というのが目的であるということですね。

それと、この後、鉱業法の第15条に鉱区に関する制限について記載がっておりますけれども、これでは「公害等調整委員会において、鉱物を採掘することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当でないと認め、鉱物を指定して鉱業権の設定を禁止した地域は、その鉱物については、鉱区とすることが出来ない。」とありますが、今回提案されている場所については、この鉱区に関する制限はされていないと理解してよろしいのでしょうか。

○商工観光課長

質問委員が言われますのは、鉱区禁止地域の指定地域になっているかというふうな質問というふうに理解しております。そこで、九州経済産業局に確認しましたところ、同地域は指定となっておりますという回答をいただいております。

○道祖委員

ということは、この第15条に示されておるように、「公害等調査委員会において、鉱物を採掘することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当ではないと認め」というふうになっておりますが、そういう場所は制限しますよと。それは制限されていないということですよ、再度確認いたします。

○商工観光課長

この公害等調整委員会のほうには、この鉱区を指定する国のほうから調整をお願いするものでございますけれども、その部分については、あっていないというふうなことでございます。

○道祖委員

ということは、支障ないということですよ。第21条による経済産業大臣への出願許可、設定の出願において、第22条、鉱床説明書に規定してあります「目的とした鉱物の鉱床の位置、何というんですかね。これは専門用語だと思うんですけど、走る向きと書いていますけど、何と読むんでしょう。それと傾斜、厚さなどの状態を記載した鉱床説明書を添付することとなっておりますが、あわせて第2項では、「想定される鉱害の範囲及び態様について記述しなければならない」とされております。この庄内町が鉱業権を設定した際に、この第2項に関する部分についてどのように記述されておったのか、確認させてください。

○商工観光課長

手元でございます古い資料でございますが、当時の提出資料をそのまま原文のまま読ませていただきます。「予想される鉱害として、特に述べるべきものは無いが、大水が出た場合、表土除去及び採掘に伴う粘土を流失し、付近のかんがい用水路に流入の場合を考慮し、開発に当たっては表土を事前に付近の綱分・有安地区の炭坑鉱害陥落地、距離約1500メートル、面積約30余ヘクタールに排土除去埋立工事を行うほか、かんがい用水路その他を保護のコンクリート築堤を行う。」というふうな形で提出されております。

○道祖委員

ということは、庄内町が鉱業権を取得するに当たって、国で出した書類においては、鉱害は予想されていない、予想していないということですよ。問題ないから鉱業権を設定させていただきたいということで、旧庄内町は取り組んできた。そしてそれを、時の議会は承認してきているということですよ。再度確認します。

○商工観光課長

提出された書類は、議会の議決を受けて、このまま提出をされたものでございます。

○道祖委員

引き続き、第29条、許可基準で「国の定める基準に適合していると認めるときでなければ、その出願を許可してはならない。」とあり、その基準が示されておりますけれども、再度確認しますが、今回売却を予定している事業者は、既に操業している企業であるので、この基準に適していると理解してよろしいでしょうか。

○商工観光課長

市としましては、国が示しております訓令「鉱業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」に規定しております、1、経理的基礎を有すること。2、技術的能力を有すること。3、十分な社会的信用を有することについて確認しております。また、当該事業者について、九州経済産業局にも確認を行いました。質問者が言われますとおり、不適切な部分はないというふうな回答をいただいております。

○道祖委員

では、引き続きお尋ねいたしますけれども、第51条に鉱業権の移転が示されております。この第2項に定められております「経済産業省令で定める手順に従い、鉱業権の登録番号、その他経済産業省令で定める事項を記載して申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。」という事項について、譲渡予定先の企業は問題ないというふうに理解してよろしいのでしょうか。再度確認させていただきます。

○商工観光課長

市としましては、優良な事業者と判断しております。なお、最終的に鉱業権の移転確定は、特に直近の経理的状況を審査の上、経済産業局による移転許可の判断になります。

○道祖委員

この前現地視察した際に、入水、山倉の住民の方から、発破による振動や音で、市内の12時のチャイムが聞こえなかったというようなお話がありましたが、私は現地調査して、その後、1日だけ11月5日だったと思いますけど、山倉の公民館の前で2時間近くあそこに立っている音を聞いていたんですけども、まず、振動、機械の振動とかそういうことを言われておったんですけど、1日だけですから、ちょっと全てを推しはかるわけにはいかないと思いますけれども、1日だけあそこに立っておりますと、振動等々は聞こえなかった。粉じんですか、ほこりもなく、秋の青空の下でカラスがよく鳴いていましたし、それと当初行ったときに、じーっと聞いていたら、パンパーンという音がするんですよ。だからこれが発破の音かと思って、これは大きな音だなと思ってびっくりしていたんですけど、そうしたら、じーっと聞いていると1分置きぐらいに鳴るんですよ。あ、これは猟銃を撃っているんだなと思って、猟銃の音だろうと思ったんです。それでもじーっと立っていたら、1分置きぐらいにパンパーンと鳴るんです。遠いところと近いところで。何かなと思ってふと理解したのが、恐らくですが、あれはイノシシとか、田んぼにプロパンで爆破させる何というか、鳥追いとか、動物おどしの音じゃないかと思ったんですけど、カラスの声とその音のほうがるさかったという感想を持っているんですけど、1日だけですからね。そこに暮らしているわけじゃないんで、一概に言えないと思いますけれども、ただ振動とかそういう調査についての結果は、再度お尋ねしますけれども、振動はなかった、調査した結果なかったというふうに、以前委員会であったと思いますけれども、私、5日以降今日まで、役所のほうでそういう苦情があるから確認を再度するようにお願いしておりましたけれども、その結果としてどういう状況にあったのか確認しましたか。振動調査とか、騒音調査についての結果があれば教えてください。

○商工観光課長

私どもも、地元説明会においても、振動を計器ではかりなさいというふうなこともございま

したものですから、6月6日以降9回、今、質問委員が言われます11月に関しては、11月15日、11月16日、11月18日、そして11月21日、合計でこの11月は4回、6月6日から数えますと9回の振動計測をさせていただいたところでございます。振動につきましては、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所から振動測定器を、可搬式でございますが測定器をお借りして測定しましたところ、測定値が35デシベルから40デシベル程度であり、人体に感じない程度の振動でありました。

また、音につきましても、12時の市の歌が聞こえないものとは考えておりません。

○道祖委員

測定結果は問題なかったというふうに理解してよろしいということですね。

それと山倉の公民館に立って見たんですけれど、譲渡予定先の企業が操業している採掘現場までの距離は、現在どれぐらいあるんでしょう。

○商工観光課長

現在、この関の山鉾山株式会社が操業しております地点は、大きく分けて4地点でございます。一番近い地点から、この山倉の一番直近といいますか、採掘現場から一番近い距離をはかりますと、約1.2キロメートルでございます。

○道祖委員

では、今度譲渡を予定しておる場所からはどれぐらいになるんでしょうか。

○商工観光課長

地図上で確認しますけれども、最短距離で800メートル程度というふうに考えております。

○道祖委員

じゃあ現在よりも近づくと。近づいた場合、先ほど発破の音とか振動の話をお尋ねいたしましたが、その影響についてはどういうふうに考えておりますか。

○商工観光課長

一般的に音や振動は、音源、震源からの距離が伸びるにつれて小さくなる性質があります。これを距離減衰と呼んでいます。先ほど答弁しました想定で申しますと、音や振動は10%程度大きくなると考えられます。振動については、地質の状況にもよりますけれども、測定値は40デシベルから45デシベル、人体に感じない程度の振動で終わるというふうに考えております。

○道祖委員

特段問題はないというふうに判断しているということですね。

じゃあ今回鉾業権とあわせて付随する土地についても、鉾業権譲渡予定先事業者への売却を予定しておりますけれども、その方針について再度確認いたします。

また、今後市が現在進めております行財政計画に従って、利用計画がない土地については、どの土地についても売却する考えで取り組んでおりますけれども、利用計画がない土地については、売却する考えで今後も取り組んでいく考えであるということで、理解してよろしいでしょうか。

○商工観光課長

1点目の鉾業権譲渡予定事業者への土地についても売却するかというふうなことで答弁させていただきますが、市としましては、今回売却予定となっております鉾業権につきましては、旧庄内町が鉾物の開発による町政振興を図らんとするために取得したものであり、現在まで事業着手の延長申請という形でその意思を引き継いできたものであると考えておりますので、付随する市有地についても一体のものと考えて、鉾業権の譲渡とあわせて土地の売却も行う予定であります。

○財産活用課長

2点目についてご答弁さしあげます。第二次行財政改革後期実施計画、これは計画期間を令

和元年度から令和5年度までとしておりますが、この計画の中では「持続可能で健全な財政基盤の確立を図るため、市の資産である未利用地等について、計画的かつ積極的に売却し、管理費の削減、売却収入を得ることで財源確保を図ること。」としておりまして、今後とも利用計画がない土地については売却し、財源確保に努めてまいります。

○道祖委員

現地視察して、関の山鉦山のほうの説明を受けましたけれど、関の山鉦山のほうでも地元の対策といたしまして、既にポンプ場を3カ所設置して、関の山鉦山の責任において維持管理を行っておるという説明があつておりました。そして山倉、入水の人とお話をしたら、やはり地元の人も関の山鉦山のほうで入水のほうにポンプ場を3カ所設置されていて、そして維持管理をしてもらっておると。何らかの問題が生じた場合は、ちゃんと関の山鉦山とお話をしながら対応していただいているという話でありました。現実的には、既に関の山鉦山と入水の人たちは、そういう覚書なり協定なりを結ばれているかどうかは知りませんが、現実的にはそういう対応で今日までできておりますけれど、両者がそういうふうに言っておりましたので間違いのないと思いますけれど、その点は確認されておりますか。

○商工観光課長

ポンプの設置といたしますか、そういうふうな形で協力体制であるということはお聞きしております。

○道祖委員

関の山鉦山の説明では、もともと麻生鉦山なり三井鉦山ですか、そちらが石灰石を採取していたと。それを関の山鉦山が譲り受けたんだというふうに説明があつておりました。関の山鉦山そのものの経営主体は、田川市の弓削田にあります中村産業が主体ですが、説明の際に、地元、弓削田は地元ですと。地元の住民としてこの関の山そのものを香春岳みたいに丸裸にするようなことは考えておりませんと。一部この乙地区について、鉦業権をいただいて、そしてそれ以上のことはやらないというような話もされておつたというふうに記憶しておりますけれど、地元の住民として乱開発をやる予定はないとはっきり言われておりましたし、今までも入水のほうとポンプ場を設置しながら、きちっと話し合いをしながら地元対策を行っておるんで、今後とも、事業をしていく上で地元とは十分な話し合いをしていくことを言われておりましたが、そういうことについては、再度確認しますけれど、市としてはそういう点については確認しておるのか、私どもはそういうふうに聞きましたけれど、そういう点については、譲渡の話を進める中で、きちっと記録として残されておるのかどうかだけ確認いたします。

○商工観光課長

本日追加として提出させていただいております資料の2ページ目、3ページ目になりますけれども、地元要望の事項一覧、こちらは私どもがまとめまして、事業者のほうに確認をとって、どういうふうな回答がくるのかというふうな形で問い合わせたところ、この具体的取り組みとして回答いただいたところがございますので、それは書面として残っているというふうな形で考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

まず請願書、要望書を見て、私が非常に疑問に思うのは、昭和38年に鉦業権を取られたと思いますけど、そのころは石炭産業は衰退して、その石炭産業後の町の振興策、さっきもちょっと町政振興ということで出ていましたけど、町の振興策として一生懸命取られたたのではないかというふうに思います。それも議会の議決を経てということですから、町民の総意として取られたということではないかというふうに思っておりますけれど、まだそのころも小中学校の校歌の中にも歌われておつたでしょう。多分あったと思います。

それと関の山は地域のいわばシンボリックな山だったというふうに思いますけれど、そのときに鉱業権を掘削をそういう前提とした鉱業権を取られたということです。これを見る限り、言い方は悪いかもしれないけれど、悪の根源みたいに書いてありますけれど、そうしたら何で鉱業権を取られたのかなというのが、非常に私は個人的な疑問として残っております。それはそれでいいんですけど。

では質問に移りますけれど、まず確認ですけれど、乙地区の売却が問題になっておりますけれど、もしこれが否決をされて放棄ということになれば、甲地区も同じく放棄ということになるのでしょうか。

○商工観光課長

今のご質問は甲地区のほうの売却を進めるかというふうな質問ということで——放棄につきましては、もうこれは取得の理由とあわせて、放棄の理由も同じ形になりますもんですから、乙地区だけの放棄というのは考えておりません。甲地区もあわせて放棄というふうな形になるかというふうに考えております。

○城丸委員

この前の11月1日の現地視察のときも、この相手の方、関の山鉱山の方にお聞きをしましたけれど、もし否決されて市が放棄するということになれば、その後鉱業権を取得に行かれますかというか、そういうあれをされますかということをお聞きしましたら、ニュアンスとしてするという、以前からそういう、市には放棄してくれみたいなのを要望していたというところでした。それで改めて聞きますけれど、仮に鉱業権を国に返還した場合、他の事業者が再度設定するということは可能なのでしょうか。

○商工観光課長

設定することは可能でございます。ただし、新規の出願となるため、鉱業法第21条の手続となります。また、出願を受けた国は、法第24条に基づき、県知事との協議を行うこととなります。その際に、協議を行う県は飯塚市に対して、公益上支障の有無として、1、保健衛生、2、公共の用に供する設備これに準ずる施設、3、文化財、公園及び温泉資源、4、農業、林業及びその他の産業、5、公共事業、6、その他鉱害の発生により支障をこうむる公益についての6項目について照会がございます。

○城丸委員

飯塚市に対して照会があるということですが、その照会に対して、飯塚市はどういう対応になりますか。

○商工観光課長

1の保健衛生、2の公共の用に供する設備これに準ずる施設、5の公共事業については該当なし。3の文化財、公園及び温泉資源については、山倉1、2号石灰窯跡があるため、操業時の現地確認をすること及び4の農業、林業、その他の産業については、保安林であること及び営農活動への十分な配慮が必要であること。さらに、6のその他鉱害の発生により支障をこうむる公益については、操業に当たって、地域への十分な配慮が必要であることを回答することとなります。

○城丸委員

十分配慮してくださいという回答になるということですが、もし他の事業者がこの鉱業権を取得して、いよいよ掘削と、掘削しますということになりますけれど、そのときに土地は飯塚市の土地であるということですが、土地の所有者として、もしその事業者から同意とかそういうことを申請された場合、市の対応はどういうふうになりますか。

○商工観光課長

当該地はもともと鉱業法を設定したところでございます。鉱業法の要旨であります鉱物資源の合理的開発により、公共の福祉に寄与することを理由に、適切な鉱業権者からの売却申請が

あった場合は、行政として法の趣旨に沿って協力する必要があるというふうに考えております。

○城丸委員

今のは、言葉は違いますが同意せざるを得ないというふうな意味でよろしいでしょうか。

それでちょっと話が変わりますけれども、もう一つお聞きしたいんですけれども、以前私が聞いたときに、例えば乙地区を売却した場合、甲地区は返却、放棄しないでいいというような、多分そういう答弁であったということでしたよね。それで再度確認したいと思います。もし乙地区を今回可決して売却した場合、甲地区についてはそのままいいと、鉱業権はそのままいいということよろしいですか。

○商工観光課長

市としまして、今回この鉱業権、乙地区だけの部分で今進めております部分でございますが、これは国との約束できちんとした事業者があらわれて、その話が進められれば鉱業権を売却するというふうな話で進めておるところでございますが、現在のところ甲地区については、申し出があっていないというところでございます。ただ、乙地区については、もう既にこちらのほうに申請があり、それが話を進めている関係上、その部分をまず、乙地区のほうからさきにきちんと、私どもは国に対しての約束を守っているんだよということも添えて、国のほうに申請し、延長の許可を願いたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

○深町委員

仮説の話なんですけど、国へ返還、返却ですか、鉱業権を返還して、その後は市は土地も適切などころがあれば売るといことなんですか。それは売らないと仕方がないというような方向なんですか。市民の皆さんの反対がこれだけ、五千何百人上がっているのだけれども、持っておくわけにはいけないんですか。

○商工観光課長

もともとこの土地については鉱業権を取得した経緯もございます。それは、開発するためにこの土地を取得したというふうに私どもは考えております。ですから、先ほど質問委員に答弁させていただきましたが、市としまして、その鉱業権を設定して、そこを開発するという目的で今までであった以上、それは協力すべきというふうに考えております。

また、法律上、確かに土地の所有者と鉱業権、これは別物でございますけれども、それはあくまでもこの土地に他の目的があった場合には、やはり土地の利用について、優先度が判定されるところでございます。裁判事例というのをいろいろ探してみましたが、なかなかそこまで行き着くところではございませんでした。正直私どもも判断に迷っているところでございますが、第104条以降のいわゆる強制的な部分がございますもんですから、その部分を含めて市としまして、仮にこの裁判などが起こされた場合には、どう対応するかというのも含めましてちょっと考えたところ、やはり法の趣旨、今現在この使われていない土地について、私どもとしてはこの採掘の協力をするというふうな形で考えておるところでございます。

○深町委員

わかりました。どっちにしても手放すというような話になってしまいますね、話が。私も見に行ったんですけど、実は先ほど委員も言われましたけど、場所が違うんですよ、発破したところと、今度開発しようというところ。今言われるように800メートルと、一番近いところで多分800メートルぐらいのところ。村から見るとすぐ上が見えましたんでね。あそこで発破をかけられれば、それは動くだろうと思いますよ、家は。動いたりいろんなことがあるだろうというふうに思いました。近くから見て。またあの上にブルドーザーとか重機が上がってやれば、それは頭の元でガタガタやられるようだ。非常に近い距離と思いましたが。今回視察に行ったんですが、発破したところと中間で400メートルくらい離れて見たんですかね。

山を越えて向こうですから、裏から見た距離とは全然意味合いが違うし、発破かけたところは距離がまた特に離れていましたよね、山倉から見て。それはともあれ、とりあえず6千万円というお金で売ろうとしてあるんですけれど、これは1人当たりにしても、市民1人当たり450円ぐらいですか。これぐらいの金額は鉱業権で市には入るといふことなのでしょうけど、住民の五千何百人の署名と、それからまち協の反対とかいろいろなことがありまして、ここを強引に市が押し切るというのはいかがなものかなというふうに思って、ちょっときょう質問させてもらった。だけど、どっちにしても決をとって、もう放棄するにしても、今言われるように市も手放すということ、ここはもう一回ちょっと再度考慮してもらいたいかなという思いがちょっとあります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休 憩 10:37

再 開 10:46

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。「議案第116号」及び「請願第1号」、以上2件について、一括して討論を許します。討論はありませんか。

○平山委員

私は「議案第116号」については反対の立場から、「請願第1号」は賛成の立場から討論をいたします。

「議案第116号」については、地域住民、地域以外の市民からも譲渡反対について5162人分という大量な署名が提出されております。また、10月9日付で庄内支部自治会長会副会長2名、連名により、そして11月18日付で庄内地区まちづくり協議会会長名で、それぞれ飯塚市が所有する山倉、綱分地区の鉱業権及び土地の譲渡の反対についての要望が議長宛てに提出されております。私はいろんな質問があり、いろんな意見がある中で、私はこのことだけで反対に十分値する署名と要望書とっております。

また、今、市議会では数年来にわたり、白旗山の開発行為について議会で毎回反対意見が出ております。そういう中で、つい最近、市としても開発許可の権限が福岡県にあるため、その対応に大変苦慮されている中、それでも小川洋福岡県知事宛てに、林地開発事業については地域住民の不安や懸念が払拭されないまま、開発が進められていることに対して、住民の理解が得られるように、開発事業者に対する指導監督の徹底を申し入れた経緯があります。ここに依頼書の文がありますけれども、これは割愛させていただきます。こういう非常に難しい問題の中、平成29年3月24日の議会で、「白旗山周辺の大規模太陽光発電開発において、地域住民との合意に基づかない開発について中止を求める決議案」が、提出者が6名、賛成者4名で提出されました。賛成18名、反対9名で原案可決されました。私もそのとき、この決議案に対していろいろ考えた結果、「地域住民との合意に基づかない開発について」というこの文言に、私は賛同いたして賛成に手を挙げました。この決議案も内容は割愛させていただきます。この原案可決された「地域住民との合意に基づかない開発について、中止を求める決議」は、私の見解として決して白旗山周辺の大規模太陽光開発の中止を求めるためだけの決議ではないと思っております。これは「議案第116号」、この議案に対しても適用できると私は思っております。よって、「議案第116号」に対する「請願第1号」は賛成であります。これで私の討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。議第中、「議案第116号 財産の処分(山倉)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

可否同数。よって、飯塚市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決いたします。

委員長は、「議案第116号 財産の処分(山倉)」は、否とすべきものと裁決いたします。

次に、「請願第1号 『飯塚市所有の鉱業権(山倉、綱分地区)』に関する請願」について、採択することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

可否同数。よって、飯塚市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本件に対する可否を裁決いたします。

委員長は、「請願第1号 『飯塚市所有の鉱業権(山倉、綱分地区)』に関する請願」は、可とすべきものと裁決いたします。

次に、「産業振興について」を議題といたします。初めに「飯塚市企業立地用適地バンクの運用開始について」執行部の説明を求めます。

○産学振興課長

新たな企業誘致活動の取り組みとしまして「企業立地用適地バンクの運用開始」につきまして、ご説明いたします。

掲載しております資料をお願いいたします。本事業は、民有地を含め、工場などの立地に適する用地、おおむね3千平方メートル以上の用地情報を収集し、進出意向の企業並びに工場の老朽化などによる移設、増設を検討する企業と土地の所有者等とのマッチングを進めるもので、市のホームページに用地情報を掲載するなどで、12月1日から運用を開始いたします。市は宅地建物取引業法の規定により物件の仲介や斡旋はできませんが、不動産関係団体との連携のもと、情報の積極的な提供及び、企業等の動向把握、企業立地促進に関する相談等の対応に努め、適地情報の積極的な収集と提供を企業の市内立地につなげてまいります。以上、ご説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

次に、「飯塚市森林整備基金の活用及び指針の策定について」執行部の説明を求めます。

○農林振興課長

「飯塚市森林整備基金の活用及び指針の策定について」ご説明させていただきます。

飯塚市森林整備基金につきましては、平成31年度の税制改正において創設が決定され、平成31年3月29日に公布されました森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、譲与される譲与税を積み立て、本市における森林整備、木材利用の促進及び普及啓発に要する経費の財源に充てるために設置されたものでございます。この基金を適正に管理し運営するため、本年9月の市議会定例会において制定されました飯塚市森林整備基金条例に基づく活用方法についてご説明させていただきます。提出いたしております資料に沿ってご説明をいたします。

資料の1ページをお願いいたします。森林環境譲与税は森林経営管理制度を踏まえ、市町村が行う森林整備等に必要の財源に充てるために創設された税で、目的税となり、その用途については、法令で定める範囲内で市町村に一定の裁量があるものとなっております。本市におけ

る基金の活用対象事業といたしましては、福岡県が策定いたしました森林環境譲与税ガイドラインに示された活用方針に準拠しました①から⑤までの5事業といたしております。この対象事業の具体的な使途につきましては、9月の条例制定後の令和元年9月30日から10月31日までの期間において、市民の方々へのアンケート調査をホームページや各交流センター等で実施をいたしまして、3名の方から6件の回答をいただいております。また、庁内全ての部署に対しましても、令和元年8月16日から8月30日までの期間において、条例が制定された場合という前提として意見照会を行いまして、3つの課より3件の意見が提出されております。

続きまして、資料の2ページをお願いいたします。こちらは飯塚市森林整備基金の活用に関する方針となります。本市におきましては、林務所管課である農林振興課が実施する森林整備のみに活用するだけではなく、全庁的に、他課が所管する事業においても森林環境譲与税を活用していくことが森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が創設された旨に合致し、本市にとっても有益であると判断し、その活用について定めたものになります。(1)では活用対象事業として、さきに説明をさせていただきましたが、福岡県の策定いたしました森林環境譲与税ガイドラインに示された活用方針に準拠した5事業となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。3ページの(2)では基金を活用する際の内部事務手続の内容となっております。(3)では林務所管課である農林振興課以外が活用できる事業を定めており、活用対象5事業のうち、④の公共建築物の木造化、内装の木質化や、公共建築物における木製品の導入などの木材利用を促進する取り組みとあわせまして、⑤の森林の有する公益的機能に関する普及啓発活動の2事業といたしております。(4)では林務所管課である農林振興課以外が活用できる基金の額の目安を定めており、当面の間は毎年300万円を活用の目安といたしております。また、参考といたしまして、福岡県が試算をいたしました国から譲与される見込み額を記載しております。今後はアンケートでいただいた意見や各課から提出される意見等を踏まえまして、森林整備基金の有効活用を図っていきたいと考えております。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありますか。

○城丸委員

税金の活用方法についてはある程度の説明がありましたけど、課税対象はその山を持っている人全てということですか。

○農林振興課長

課税対象につきましては、国民全員になっております。お金を徴収される部分ですよ。全員です。

○城丸委員

課税標準というか、それは例えば所得に応じてとか、全員から徴収ということとか、そういうのはあるんですか。

○農林振興課長

国が定めた基準でまいりますと、まず、納税義務者等につきましては、国内に住所を有する個人に対して課する国税でありまして、税額につきましては、年額1千円となっております。

○城丸委員

1人当たり1千円ですか。所得とか何も関係なく1人当たり1千円取るということですかね。

○農林振興課長

すみません。徴収の方法としましては、市町村の個人住民税とあわせて実施と書いてありますので、住民税が課税される方が対象になると思います。

○城丸委員

そしたら住民税に1千円プラスされるということの理解でよろしいですか。そしてそれを森林に使うということ。だから、森林の所有者とか何かそういうのは関係ない。わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から9件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議はありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「目尾地域振興基本計画における未整備用地の活用について」報告を求めます。

○産学振興課長

目尾地域振興基本計画における未整備用地の活用につきまして、ご報告いたします。

掲載しております資料をお願いいたします。2ページ目、上段の位置図をお願いいたします。目尾地域振興基本計画内の目尾地域開発事業の敷地につきましては、全体で約30万平方メートル、約9万1千坪、このうち、図面右側、東側の点線部分の「本市の浮揚・発展のために活用できる用地」及びその周辺区域が14万9985平方メートル、約4万5450坪、図面左側、西側の太線部分が未整備用地として、15万502平方メートル、4万5600坪でございます。今回、ご報告の案件につきましては、太枠部分の約15万平方メートルの区域で、中央の丸印、鉄塔付近の4万6860平方メートル、約1万4200坪でございますが、こちらにつきまして企業誘致用地として活用することをご報告するものでございます。

戻っていただきまして、1ページ目をお願いいたします。図面太枠部分の目尾地域振興基本計画区域内の未整備用地につきましては、平成25年12月27日付、飯塚市目尾地域振興基本計画検討委員会答申によりまして、未整備用地を活用する場合は、幸袋まちまちづくり協議会並びに幸袋自治会長会との協議を行うなど、地域の理解を得る最大限の対処を行うことの要望がなされ、平成30年11月の目尾地域振興基本計画に関する実施計画におきまして、その方向性として、「未整備用地を利活用する場合、幸袋まちまちづくり協議会及び幸袋自治会長会と協議し、地域の理解を得て実施」することが定められております。当該未整備用地の一部を企業立地用地として活用させていただきたく、幸袋まちまちづくり協議会並びに幸袋自治会長会にご説明いたしまして、企業立地用地として活用することのご了解をいただきましたことから、今後、立地意向の企業と協議調整を進めますことをご報告するものでございます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

工業用地を整備するということになるんだろうと思いますけれど、これはオーダーがあっているのでしょうか。企業から進出希望があつておると理解していいのでしょうか。

○産学振興課長

当該地につきまして鉄塔敷周辺を含む4万平方メートルの土地につきまして、現状有姿での立地をお願いしたいというオーダーがあつております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中博委員

この土地確認しますけれど、これは以前、ソフトバンクの二軍の球場を誘致していた場所ですか。

○産学振興課長

そのとおりでございます。平成7年8月の基本計画におきまして、スポーツ・レクリエーションゾーンということで定められ、平成17年の第1回の見直しにおきまして、未整備用地という位置づけに計画変更がなされた土地でございます。

○田中博委員

ここはもともとクリーンセンターをつくるときに、目尾、地元の振興計画という形で進められたんですが、これが方向性が二転三転といわないぐらい変わってきているんですけども、変わる理由を教えてくださいいいですか。

○産学振興課長

目尾地域振興基本計画につきましては、これまで4回の見直しというのがなされております。4回目の見直しとなります平成25年の検討委員会、それから28年の答申におきまして、未整備用地という位置づけが平成17年に未整備用地という位置づけがなされておりましたので、それにつきましては、地元の理解を得て、地域振興のために活用していくという形で最終的に、平成30年、31年の実施計画において決まっているところでございます。こういったところで特に具体的な活用策がこれまで見出せてないといえますか、定められていない中で、今回、企業誘致用地として活用させていただきたいということで、地元調整を進めたところでございます。

○田中博委員

地元の理解を得られて変更されていますけれども、もともとは飯塚市の方針が変わったから、地元の説明して了解いただいて進めているという状況だと思うんですけども、僕個人としてみればここにはもう野球場が来ると。市営球場ももうなくなってしまったんですけども、手入れもせずに、ここには野球場をつくりますから、野球関係者の方は我慢して待っていてくださいという形で、いつの間にかこういう形になっていっているんですけども、地元の要望で変えてあるのか、飯塚市の都合で変えてあるのか、なかなかそのところは見えませんので、そのところはどのような執行部の方々は話をされて詰められているんですかね。

○産学振興課長

計画の件につきましては、私のほうで企業誘致に至った経緯につきまして、ご説明のほうをさせていただきます。今、進出意向をお示しいただいております企業さんにつきましては、地元幸袋地区の製造業の企業さんでございまして、工場の老朽化と事業の集約を目的に、移設場所につきまして市内の適地に関するご相談を平成29年1月に受けております。その後、市内の適地候補地についてご紹介いたしました。規模や立地場所について条件が合わず、現在に至っているというところでございます。

○副市長

質問委員が言われますように、当初、クリーンセンターの建設をしたときに、目尾振興計画ということで野球場とかサッカー場とか、いろんな体育施設をつくっていくと、あそこを健康の森にしていくというような方向で計画を立てております。その後、財政的なことも含めまして、そのとおりにやっていくことが困難だということから、目尾振興計画の委員会のほうがありましたので、そこと協議しながら、一部の地区については、公共的に貢献できる土地にさせてくれとかいうことを、その都度、そういう協議会のほうと交渉しながら、今一部企業誘致で8千平米ぐらいやっていますけれど、そういうことでやり変えながら、最終的に先ほど産学振興課長が申しましたように、平成25年に今後の開発については、もし変更する場合は、まちづくり協議会、それから自治会連合会と協議しながら、理解を得てやってくれということの答申が出ましたので、これはもう当然市が財政難と、それから今後やっていく市の事業について、

地元の理解を求めながら、市のほうで変えていったというのが実情でございます。

○田中博委員

今、副市長言われるように、計画立てても財源がないということを、もう前々から言われていますけれども、もともと健康の森をつくるときには、今トライアルがあります市民プールを売却して、今の施設を売却してその事業に充てますと。実際売却されましたけれど、そのお金はどこに行ったのかもわからない状態。今言われたことを報告されるのであれば、それに基づいた裏づけとして財源と言われますので、当時クリーンセンターを設置したときには、財源の一つとして他市からのごみの搬入もいいのではないかと。それを充ててもいいのではないかと。ということも多分その当時出ましたけれど、地元が持ち込みは反対だということではできないという話も出てましたので、この計画を立てて、もう三転四転とかいう形ではなくて、きちっとした財政を見込んだ中で、実現できるような形で進めていただくことを要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「街なかにぎわい商品券の発売について」報告を求めます。

○商工観光課長

10月の消費増税にあわせ、飯塚市商店街連合会によるプレミアム付商品券、街なかにぎわい商品券が11月8日から発売されましたので、その概要について報告させていただきます。

配付しております資料をごらんください。実施主体につきましては、飯塚市商店街連合会。実施期間は令和元年11月8日から令和2年3月末までとなっておりますが、商品券使用期間につきましては、令和元年11月8日から令和2年1月末までとなっております。また、飯塚市商店街連合会が実施主体であることから、利用可能店舗としましては、資料2ページ目にお示ししております商店街連合会の加盟店舗となっております。

次に、商品券の詳細につきましてご説明いたします。1セット当たりの購入金額は8千円。利用可能額は1万円であり、現在、飯塚市が実施しておりますプレミアム商品券と同様の25%のプレミアム率となっております。また、1人当たり10セットまで購入可能となっており、発行数は商店街内に大規模商業施設がないことから、5千セットとしております。なお、発売から令和元年11月18日現在までの販売状況としましては、5千セット中3242セット、販売率は64.8%となっております。

今回の販売につきましては、現在、飯塚市が実施しておりますプレミアム商品券事業における低所得世帯や子育て世帯、また、国のキャッシュレス決済ポイント還元事業における対象者以外の特にキャッシュレス未利用高齢者の消費税増税における消費の下支えを行う事を目的として実施しておりますが、次年度に国が予定しておりますマイナポイント等の消費対策に対応するため、今回、商店街におけるキャッシュレス決済の導入推進についても、あわせて実施するものでございます。なお、キャッシュレス決済に関しましては、商店街連合会や商工会議所と連携しながら、アンケート調査などを実施し、現状を把握するとともに中小事業者と消費者のそれぞれが国の消費対策の恩恵を受けることができる下地を作っていきたいと考えております。

また、補足でございますが、例年実施しております飯塚商工会議所及び飯塚市商工会が実施しておりますプレミアム商品券事業につきましては、本年度は実施しないこととなっております。以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「乗合バス路線の一部区間の廃止について」報告を求めます。

○商工観光課長

「乗合バス路線の一部区間の廃止について」報告させていただきます。

このことにつきましては、令和元年10月4日付で、西鉄バス筑豊株式会社より飯塚市長宛てに「乗合バス路線の一部区間の廃止について」として、2路線について通知がっております。

まず、「庄内・伊岐須線」の一部区間の廃止等についてご説明させていただきます。資料1ページをお願いします。当該路線につきましては、飯塚バスターミナルを中心に、西側に向け、二瀬地区の西相田、鎮西地区の坂の下から、また、東側に向け、庄内地区の仁保を經由し、赤坂橋、あわせて、飯塚東地区方面へ山内を經由し柏の森ヒルズをつなぐ路線であります。このうち緑色でお示ししております赤坂橋から近畿大学前までの間5.52キロメートル及び柏の森ヒルズから中島組までの間3.22キロメートルにおいて、廃止を予定しているものでございます。

次に、資料2ページをお願いします。「潤野・鯉田線」の一部区間の廃止についてご説明させていただきます。当該路線につきましては、こちらも飯塚バスターミナルを中心に、西側に向け、鎮西地区の潤野下区を經由し、坂の下及び明星時団地から、また、北側に向け、幸袋地区の吉北団地及び穎田地区の明治抗をつなぐ路線であります。このうち緑色でお示ししております吉北団地から飯塚市役所までの間5.72キロメートル及び蓮台寺から潤野下区までの間3.56キロメートルにおいて、廃止を予定しているものでございます。

いずれのこの2路線につきましても、赤字運行の解消が見込まれないこと、慢性的な乗員不足であることを理由に、利用状況が極めて少ない区間及び他の交通事業者等にて代行運転が検討できないかというふうな区間について、9月30日をもって廃止したいとの申し出でございます。

このことにつきまして、令和元年11月7日に開催されました飯塚市地域公共交通会議及び地域公共交通協議会において報告いたしました。今後は沿線地区となります庄内地区、飯塚東地区、立岩地区、幸袋地区、鯉田地区、鎮西地区の意見を踏まえた対応を協議していきたいというふうに考えております。以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○土木管理課長

工事請負変更契約についてご報告いたします。

工事請負変更契約報告書をお願いいたします。本報告は、平成30年度繰り越しの災害復旧工事にて実施いたしました、工事名、相田団地9号線道路災害復旧工事でございます。原契約額6009万8760円を1488万7800円増額しまして、変更契約額を7498万6560円とし、工期の竣工日を平成31年3月29日から令和元年9月30日に変更したものです。

この変更契約の主な概要は、実施に当たりグラウンドアンカー工の試験施工において所定の支持力が得られなかったため、アンカー材長を延長する必要が生じたことにより増工したものです。以上、簡単ではございますが、工事請負変更契約の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○農業土木課長

工事請負変更契約についてご報告いたします。

工事請負変更契約報告書をお願いいたします。本報告は、平成30年度繰り越しの災害復旧工事にて実施いたしました、工事名、第2龍王線林道災害復旧工事でございます。原契約額4554万1440円を、771万7600円増額いたしまして、変更契約額を5325万9040円とし、工期の竣工日を令和元年9月30日から令和元年10月25日に変更したものでございます。

この変更契約の概要は、実施に当たり発生土の流用に当たり土質改良が必要になったことと、流用土不足による購入土の増。また、流水によるのり面の崩壊対策として小段排水工を増工したものでございます。あわせて、本年7月の大雨による影響で、工期の延伸を行ったものでございます。以上、簡単ではございますが、工事請負変更契約の報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立病院の現状について」報告を求めます。

○企業管理課長

飯塚市立病院の現状について、ご報告いたします。

資料1ページをお願いいたします。まず、医師及び看護師数の状況についてご説明いたします。医師数でございますが、右端の欄のところに、平成31年4月1日、緑色部分と、令和元年10月1日、黄色部分を記載しております。これを比較しますと、常勤医師では、内科が1名減で計34名となっております。非常勤医師につきましては増減なく、計31名となっております。合計は、1名減の65名となっております。なお、5月に常勤医師が不在となりました耳鼻咽喉科につきましては、9月に常勤医師を確保いたしましたところでございます。次に、下段の看護師数でございますが、正規職員が2名の減で155名、臨時職員が1名の増で40名、合計で195名というふうになっております。

続きまして、資料の2ページをお願いいたします。こちらは、診療科目別患者数の月別推移表でございます。表の右側の着色部分になりますが、上半期の延べ患者数を前年同時期と比較しております。中央の黄色部分に、平成31年4月から9月までの延べ患者数を記載しておりますが、入院で3万3181人、外来で6万2765人で行いました。これを緑色部分の平成30年度の同時期と比較いたしますと、入院で816人の減、外来で347人の増となっております。整形外科及びリハビリ科においては、患者数が増加している一方、内科における患者数が、大幅な減となっております。これは以前の委員会においてもご報告させていただいておりますが、常勤医師数が2名減であったことの影響が残っているものと考えております。しかし7月以降、減少率は徐々にではあります但回復傾向にございまして、今後の患者数に期待をしているところでございます。

次に、1日当たりの患者数では、入院で181.3人、外来で424.1人となっております。前年度同時期と比較しますと、入院で4.5人の減、外来で2.4人の増となっております。病床利用率につきましては72.5%で、前年度より1.8ポイント減少しております。今年度掲げます75.6%を目標に、努力をしているところでございます。以上、簡単ですが、飯塚市立病院の現状についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○道祖委員

利用状況はわかったんですけれども、今後の利用状況のほうに影響するかどうかと思うんでちょっと質問をいたしますけれども、厚生労働省が地域医療の再編について、飯塚市立病院を出されておりましたけれど、厚生労働省の指導と、飯塚市として、あの指導に対してどのように対応していくつもりなのか、お考えを示していただきたいと思います。せっかく合併いたしまして、市立病院は相当な金額をかけて施設改善をやってきて、それが今度は国としてはもともと厚生労働省のほうの所管のものを地方都市に押しつけた形なのに、それを今度は自分たちの手から離れたみたいな形で統廃合を進めようとしておるように見えますけれど、それであるんだったら投資をする必要がなかったわけで、その点について、市としてどう取り組んでいくのか、お考えを示していただきたいと思います。

○企業局長

まず、厚生労働省の今回の発表についてでございますけれども、去る令和元年10月17日に開催をされました「地域医療構想に関する九州ブロック意見交換会」というのございました。その中で厚生労働省より説明がっておりますが、その内容は簡潔に申し上げますと、現状の地域医療構想について、地域の実情を踏まえて再度協議、検討を行っていただきたいというものであり、今回の発表で最も影響が大きかったのではないかと思います再編統合、これは文字どおりではございませんで、診療科目の再編であったり統合、病床機能の変更、近隣病院との連携を含んでおり、また個々の医療機関に対して何かを強制するようなことを考えているのではないというふうな説明がっております。そういった説明もっておりますが、飯塚市といたしまして、今後につきましては、地域医療調整会議というのが行われておりますので、その中で、プラン等の見直しの必要も含めて、地域医療のあり方が協議されていくことになるだろうというふうに考えておりますが、市立病院も地域の医療需要や公立病院でなければ担えない役割を踏まえまして、現在2025年プランというのがありますが、それを再確認していくことになるというふうに考えております。この2025年プランとは、飯塚市立病院におきましては、今回の発表の前段としまして、平成29年3月に策定をされました福岡県地域医療構想を受けまして、平成29年9月に、公的医療機関と2025プランを策定しております。このプランの中で、今後の方向性としまして、2025年までに全体的な病床数、今現在、市立病院には250床ございますけれども、これは減少させず、急性期病床を8床減。そして、飯塚圏域で不足している高度急性期病床を8床新設する計画を立てておりまして、この計画は、飯塚区域地域医療構想調整会議を経まして、既に国、県にも報告をされているところでございます。これについて今後、取り組んでいくということになっていこうかというふうに考えております。

○道祖委員

ああいう新聞の記事が、厚生労働省の記事が新聞、マスコミに流れると、やはりせっかく、きょうもありましたけど、お医者さんの確保、看護師さんの確保をして、そして地域医療を充実していこうとしているところが、意欲が削がれるような気もしますし、また将来的になくなるんだったら、かかりつけの病院を変えようかという人も出てくると思うんですよね。そういうことがないように頑張りたいんですけど、今説明がありましたような将来計画について、もう少し一般市民にわかるように、国はそういうふうに言っていますけれども、市立病院は将来的にこうなっていくんですよということを、やはり一度説明されたほうがよろしいのではないかなと思います。その辺は一度検討してください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」報告を求めます。

○企業管理課長

企業局から、工事請負契約の締結状況につきまして、ご報告いたします。

今回報告いたします工事は、専門工事4件でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、1件目及び2件目につきましては、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「運用基準」に基づきまして、機械器具設置工事の同種の実績がある要件等を公告し、3件目につきましては、「指名競争入札参加者指名基準」及び「運用基準」に基づきまして専門工事電気A等級に格付され、特定建設業の許可があり、同種の実績がある市内業者を指名すること、4件目につきましては、「指名競争入札参加者指名基準」及び「運用基準」に基づきまして専門工事管（水道）A等級に格付されている市内業者を指名することを決定し、入札を執行いたしました。

それでは次に、入札の結果についてご説明申し上げます。資料1ページをお願いいたします。「露切ポンプ場機械設備改築工事」につきましては、2者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億3200万円、落札率93.81%で、株式会社前澤エンジニアリングサービスが落札しております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。「殿浦ポンプ場機械設備改築工事」につきましては、2者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億3409万円、落札率98.76%で、ドリコ株式会社が落札しております。

次に、資料の3ページをお願いいたします。「露切ポンプ場電気設備改築工事」につきましては、3者による入札を執行いたしました。その結果、落札額9042万円、落札率94.84%で、アイテックシステム株式会社が落札しております。

次に資料の4ページをお願いいたします。「平恒配水池送水管布設替及び配水管布設工事」につきましては、10者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5163万5100円、落札率91.21%で、舞鶴設備工業株式会社が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります10者中8者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定しております。以上、簡単ではございますが、工事請負契約についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「工事請負契約について」報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告をいたします。今回ご報告をいたします工事は、土木一式工事2件でございます。

入札の執行状況につきましては、業者選考委員会におきまして、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「運用基準」に基づき、1件目につきましては、市内土木一式工事のⅠ等級又はⅡ等級に、2件目につきましては、市内土木一式工事のⅠ等級に格付されている要件等を決定し、入札を執行いたしました。次に、入札の結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。

工事名、「下三緒排水ポンプ場新設（その2）工事」につきましては、19者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5555万9900円、落札率85.16%で、有限会社富士土木が落札をしております。なお、本件の入札につきましては、変動型最低制限価格方式にて、落札者を決定いたしております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。工事名、「熊添川流域調整池新設（その1）工

事」につきましては、11者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億652万6200円、落札率91.08%で、有限会社松本建興が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります全者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。

以上、工事請負契約についてのご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「『第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略』素案及び現戦略の外部委員会による検証結果について」報告を求めます。

○総合政策課長

「第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」素案及び現戦略の外部委員会による検証結果について報告をいたします。

資料の1をご覧くださいと思います。初めに、「第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」素案について説明をいたします。

本戦略は本年4月に決定、報告いたしました策定方針に基づきまして、本市のまちづくり全般に関する最上位計画であります「第2次飯塚市総合計画」のもと、各種個別計画との整合性を図りつつ、戦略的に取り組むべき少子高齢化、人口減少への対応及び地方創生に関する施策について定め、また、移住・定住施策を推進するための計画を兼ねるものとして策定作業を進めております。

本日お示ししております素案につきましては、市内の高校生や大学生、市民の皆様へのアンケートや市外から本市へ通勤される方を対象といたしました企業ヒアリング等を実施し、その結果や分析を踏まえて、庁内の専門部会において検討いたしましたものを、有識者会議、本部会議を経て作成したものでございます。

それでは、素案の説明に移ります。1ページからの人口ビジョン編におきましては、人口将来展望における推計値と各種アンケートによる将来展望に必要な調査、分析結果を示しております。

4ページをお願いいたします。ここに示しておりますグラフは、本市の人口の将来展望でございます。平成27年の国勢調査をもとにいたしまして、国立社会保障・人口問題研究所が推計した人口の推移が一番下の濃い青のグラフでございます。この社人研の推計に、飯塚市の直近の出生率、純移動数を反映させて算出したものが、実績値に基づく緑色のグラフとなっております。さらに、これに本市独自の目標や目標の出生率や純移動数により算出した独自推計が赤いグラフで示されておるものでございます。推計の算出方法の詳細は3ページに記載しておりますが、この独自推計の赤いグラフを総合戦略における人口目標数値といたしております。

飛びまして、23ページをお願いいたします。ここでは調査結果の分析を示しております。①人口減少対策全般といたしまして、「働く場の確保」と「結婚や子育て支援」の取り組みが求められる。②結婚・出産・子育てについてといたしまして、金銭面の負担軽減と安定した雇用の確保や結婚に対する関心を高めるための取り組みが求められる。③移住についてといたしまして、福岡都市圏への転出が顕著であり、同圏域からの転入が少ない現状への対策が必要である。④若い世代の定住についてといたしまして、まちの魅力向上や大学生のまちに対する愛着の醸成が求められる。と、大きく4つの戦略課題を示しております。

続きまして、25ページでございます。25ページは、人口対策における基本的な視点でございますが、次期戦略における人口目標を第1次戦略と同じく、2060年の人口を10万人、

2065年の人口を9万9千人とすることといたしております。

次に、26ページをお願いいたします。本ページ以降は、総合戦略編として基本目標と施策の基本的方向を示しております。

27ページをお願いいたします。基本目標でございますが、次期戦略におきましては、基本目標を「地域を元気にするしごとづくり」、「未来を創るひとづくり」、「次代を牽引する魅力あふれるまちづくり」の「まち・ひと・しごと」に合わせた3つとし、それらの数値目標を「生産年齢人口」、「年少人口」、「高齢人口」として、その達成値を戦略の独自推計値とすることといたしております。言いかえましたら社人研の推計や実績値の推計よりも多く、それぞれの人口を維持していくことといたしております。

次期戦略におきましては、この3つの基本目標それぞれに基本方針を定めまして、それに基づき戦略的に取り組むべき具体的事業を示しております。また、次期戦略は毎年検証、見直しを行うこととしており、目標達成に向け、具体的事業の取捨選択を適時行っていくこととなりますので、検討する事業等として、実施には至っていないものの、検討すべき事業につきましても示していくことといたしております。

28ページをお願いいたします。「基本目標Ⅰ 地域を元気にするしごとづくり」につきましては、数値目標を生産年齢人口と市内事業所数といたしております。

基本的な方針を「大学や産業支援機関、研究機関、医療機関等が集積している強みを活かし、医工学連携を初めとした新産業の創出、地場産業の育成と企業の立地を推進するなど、若者を含めた新たな雇用の創出と地域活性化を図ること。また、姉妹都市サニーベール市との交流事業をはじめとした国際交流事業をもとに、雇用創出や地域経済の活性化につながる経済交流を推進することにより、国際都市化を図ること。」とし、①創業の支援、②地場企業の育成・企業立地の促進、③国際経済交流の推進のもとに、具体的事業とそれに関する目標達成指標（KPI）を示しております。

32ページをお願いいたします。「基本目標Ⅱ 未来を創るひとづくり」につきましては、その数値目標を年少人口と市内の小学校、中学校の児童生徒数といたしております。

基本的な方針を「男女の出会いの機会を設けるとともに、子育て世代の移住・定住を促進するため、妊娠期から子育て期に渡る総合的な相談支援体制の整備と多様化するニーズに応じた保育サービスの充実を図り、圏域はもとより都市圏との良好なアクセスを活かした移住・定住の促進を図ること。また、学力向上を重点課題とし、その土台となる豊かな人間性の育成と体力向上をめざした小中一貫教育の推進、ICTの利活用や特色ある学校教育の充実に取り組み、自らの力で生き方を選択できるよう必要な能力や態度を身に付けられるようにキャリア教育を推進し、さらに、友好都市サニーベール市との交流事業をはじめとした国際交流事業の推進に取り組み、国際的に活躍できるグローバル人材の育成を図り、高校から大学への高等教育支援と就学支援を行い、次代を担う人材の育成を図ること。」とし、①妊娠・出産・子育ての一貫した支援と環境の充実、②特色ある学校教育の推進のもとに具体的事業とそれに関する目標達成指標（KPI）を示しております。

36ページをお願いいたします。「基本目標Ⅲ 次代を牽引する魅力あふれるまちづくり」につきましては、数値目標を高齢人口と社会増減数といたしております。

基本的な方針を「本市のまちづくりの中核に位置づけられている、すべての人が健康でいきいきと笑顔で暮らせる『健幸都市』の実現に向け、フレイル予防など長期的かつ横断的な視点に立った施策を推進するとともに、心豊かでいきいきと暮らせる健康長寿社会の形成に取り組むこと。

本市と福岡・北九州都市圏を結ぶ広域交通を活かし、主要鉄道駅やバスターミナルの交通結節機能の強化や、交通結節点と都市機能施設、観光交流施設、市内各地域を結ぶ交通ネットワークの強化を図り、アクセス性や周遊性の向上、各地域の生活利便性の向上を図るため、拠

点連携型都市を推進すること。

また、『住みたいまち 住みつづけたいまち』であり続けるため、本市の特性である医療の集積を活かし、医療・介護・福祉の総合的な連携による地域の包括的な支援・サービス体制の構築を推進し、あわせて、本市の魅力を効果的に発信するシティプロモーションを推進するとともに、福岡・北九州都市圏との近接性や本市固有の地域資源を活かし、交流人口拡大に向けた観光振興から関係人口への発展、移住・定住化の促進に向けた取り組みを進めること。

さらに、地域コミュニティを醸成し、地域の繋がりを育むため自治会、まちづくり協議会、NPO法人、ボランティア団体等との連携を進め、『交流・コミュニケーション』によって地域の活力が持続する安全・安心の協働のまちづくりに取り組みむこと。Society 5.0の実現に向け、まちづくりに取り組むこと。」とし、①健幸で魅力あふれるまちづくりの推進、②次代を牽引する地域づくりの推進のもとに具体的事業とそれに関する目標達成指標（KPI）を示しております。以上が第2次素案の概要でございます。

次に、本素案に関する市民意見募集につきましては、別資料2をご覧くださいと思います。

資料に記載いたしておりますとおり、11月11日から12月2日までを期間といたしまして、市民意見募集を行うことといたしております。集まりました意見につきましては、有識者会議並びに推進本部にフィードバックいたしまして、戦略の策定に活かしてまいります。

次に、現戦略の外部委員会による検証結果について報告をいたします。

平成27年度から本年度までを実施期間といたしております現総合戦略について、その検証を行うため、9月30日に外部委員で構成する飯塚市総合戦略推進会議を開催いたしました。その総合戦略推進会議によりまして、各具体的事業の進捗確認や検証を行っていただきました。

検証結果につきましては、ホームページにおいて公表することといたしております。また、戦略に関する創生交付金事業につきましては、提出いたしております資料、別資料3から5の3件につきまして、本検証シートによる検証を行っておりますので、あわせて報告をいたします。内容の詳細説明については省略をさせていただきます。以上、報告終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお、総合戦略における具体的な事業等に関する質疑については、当委員会の所管に関するものに留めていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

○道祖委員

ちょっと確認なんですけれど、ページ数は38ページ、「次代を牽引する地域づくりの推進」で、これは中古住宅とか、新築住宅の件が載っておりますので、これは当委員会とは関係あるんでしょうか。あるというふうに理解して質問していいんでしょうか。いいですか。ではさせていただきますけれど、お尋ねいたしますけれど、ここ定住施策は前々から言っているんで、ちょっと小さいことを聞くようで、ちょっと、いかがなものかという気持ちはあるんですけど、ちょっとわからない点が多々ありますので、例えば、具体的事業で「戸建て中古住宅取得補助事業」ってありますけど、これは市外の方、市内の方、全てということで理解してよろしいんでしょうか。

○総合政策課長

ここに具体的な事業として掲載しております事業につきましては、いずれも、現在実施中の事業でございますので、現在実施中の事業につきまして、この戸建て住宅につきましては、全てを対象といたしております。

○道祖委員

やっているやつが全て完璧かというのは、私前々から疑問を持っているんですけど、これは具体的にしとかなないと、市外の方なのか、市内の方なのか、どちらともでも構わないんです

よ。そこんところをはっきりしていただかないと。例えば、いらっしやいと、こちらに住んでくださいという説明をするときに、何かプロモーションつくってどうだこうだとかいうことを言っておりましたね。インターネットでもホームページでちゃんとこれをやっていくんでしようけれど、そのときに具体的にやっぱり提示しないと。市内の方でもいい、市外の方でもこういう制度がありますよ、どうぞご利用くださいというふうな形にしとかないと、箇条書きだけではわからないと思うんで、その辺を整理していただきたいなど。当然、市外の方も、市内の方も、市外の方は来てください、市内の方は逃げていかないでくださいですからね。その方針であるならば、それでちゃんとしておかないと人口は減ってきますよ。

それと、移住支援事業で、「東京圏からの」と、「東京圏」としておりますけれど、これは何で東京なんですか。大阪、関西圏はだめなんですか。それと、愛知、中京圏ですよ。そういうところはターゲットとしない。なぜ東京なんですか。北海道の方が九州に住みたいということで、飯塚を選ぶ可能性だってあるわけですよ。何で「東京圏」と選ぶのかわからないんですけれど。県内の中小企業等に就職もしくは起業して、飯塚市に移住してくればいいわけでしょう。問題は飯塚市に住んでくれればいいんであって、その辺がちょっとわからないけれど、それを答えてください。

それと、引き続いて39ページ。「移住者住宅取得奨励補助事業」、まず「筑豊」という定義を教えてください。そしてなぜ「筑豊以外」というふうここに明記しているのか、ちょっと考え方を示してください。

○総合政策課長

それでは2点お答えをいたします。

初めに38ページに示しております、「移住支援事業」の東京圏からのUIJターンのものがございます。こちらにつきましても現在実施しております具体的な事業を掲げております。本事業につきましては、東京圏域の一極集中を是正するものとして、国が進めております事業でございます。この事業に乗りまして、本市でもこの事業を利用いたしまして本市でも同様の施策を進めており、現実的に、この事業に関しましては「東京圏域から」ということでの事業を進めておるといことでの表現でございます。東京圏域からだけのUIJターンを求めているという意味ではございませんが、具体的な事業につきましては現在実施しておりますので、そのような形でご理解をいただきたいと思っております。

それから、2点目の39ページのものでございますが、まず「筑豊地域」、地域の定義でございますが、これは今後検討していく事業として掲げておりますが、今後検討していきます事業の考え方といたしましては、「筑豊圏域」という定義につきましては、いわゆる筑豊圏域だと――飯塚市、嘉麻市、桂川町、田川市、田川郡、それから、直方市、それから直鞍地区、までを「筑豊圏域」として捉えております。それで、こちらの考え方でございますが、これにつきましては、現在の状況といたしまして、飯塚市の人口減少の形といたしましては、筑豊圏域からの飯塚市への転入は多い。それから、飯塚市から福岡圏域、あるいは他の圏域への流出が多い。ただし、飯塚市が筑豊地域の人口の流出のダムになっているような形の形態でございます。こういうことを考えますと、飯塚市が今後、移住・定住を進めていく上におきましては、どうしても飯塚は筑豊圏域に存在する都市でございますので、飯塚市だけが人口が伸びましても、筑豊圏域が人口がどんどん低下していきますと、それにつきましては、結局は飯塚市の魅力を下げるというんですか、筑豊地域としての定住が達成できないというようなことを考えましたときに、平たく言いますと、筑豊地域の皆さんとは競争やけんかはしないけれども、それ以外のところからは、移住を促進したいなという思いの中で、このような施策を現在検討しておりますというところでございます。

○道祖委員

悪いですけど、これは将来のものでしょう。現状あるやつを踏まえて、それにプラスアルフ

アというのが何もないということじゃないですか。東京圏は国が進めているからそれをやっている、現状やっているから——それは足りないんじゃないかということなんです。今までやっている定住政策そのものが足りない部分があるんじゃないか、だから十分検討して定住政策をやってくださいよ、ということを再三言ってきている。そのときにやっぱり宗像とかああいうところと比較したときに、負けているんじゃないかと言っているんですよ。ほかの例えば、それ以外の静岡県の中身も言ったことがあると思いますけれど、ああいうところはやっぱり都市圏に倣って相当のことをやっているわけですよ。そういうことを考えていったときに、やはりこれじゃあインパクトがないと思いますよ。ただ東京圏だけが、国がそう言っているからと行って、やはり仕事の関係があったら、やはり関西でもあるし、愛知のほうの車の関係とか、いろいろやはり近隣には車関係もあるし、やっぱりそういう人たちもこちらのほうに移ってくる可能性があるから、ここはやはり将来のものであるならば、一回具体的な事業として書かれていますけれど、もう一つ工夫が必要じゃないかと思いますよ。なぜこれを言っているのかというと、来ていただくことによって、やはりここに書いてるように、中古住宅が売れる、固定資産税が入ってくる、また中古住宅の改修をすれば、地元の企業も工務店も助かるとか、経済的効果がいっぱいありますからね。これは中古住宅じゃなくて新築もそうですよね。そういうことを考えると、やはりそういう点も加味したようなものをつくっていかないといけないと思いますけれど。将来性がない、将来的な展望が全然ない、今のだけ見たら。理解してくださいと言ったって、理解できないというのがあります。なんなんだというものですよね。

それと筑豊は直鞍までですか。昔の筑豊というのは中間市も入っていたんですよ。知っていますか。あなた方は筑豊といたら、中間市は向こうと思っているかもわからないけれど、あそこまで入るんですよ。昔は。今は入らないんですかね。あなたの説明ではね。だけど、それとまあ懐の広い飯塚市ですね。筑豊の人たちとはけんかをしたくないからと。そんなんじゃないじゃないですか。筑豊の中で飯塚が一番大きくなって、リーダーシップを持っていくんだったら、近隣から人口全部吸収するぐらいの話をしていけないとだめなんじゃないですか。飯塚市が伸びることによって、裾野が広がっていく可能性があるわけでしょう。みんな同じような状態だったら何も伸びないんですよ。するならば、飯塚市がぐーっと伸びて、そしてそれに裾野が広がるような政策を打っていないとだめなんじゃないですか。だからやはり筑豊ということを行わないでいいんじゃないですか。田川の間人が来たかったら、田川からこっち側へ移せばいいじゃないですか。何ですか、筑豊でも峠の向こうは嫌だというようなことですか。違うでしょう。平等とかそういうんじゃないでしょう。やはり飯塚市が伸びることを考えないと。そうしないと人口なんてふえないですよ。全体的に人口は減っていつているんですよ。それでみんな福岡に取られてしまいますよ。そうじゃないんでしょう。筑豊の核にならなくちゃいけないなら、核になる政策を打たないといけないんじゃないですか。だから、ここは「本市に筑豊地区以外から」というふうに入れる必要ないんじゃないですか。「市外から」としておけば十分じゃないですか。何か差しさわりのあるんですか。直方市とか嘉麻市に。

それでこれは市民からの意見を取るんでしょうけれど、私どもはこれはいつ言えるんですか。きょうだけですか。それと、私どもの意見はどういうふうに、この素案の中に盛り込まれてくるんですか。どういうふうに考えているんですか。

○総合政策課長

ちょっと今後のスケジュールについてお知らせいたします。本日の報告が素案を示したものでございますが、この後につきましては、市民意見募集を行い、市民意見募集が集約されれば、再度専門部会、ワークショップ、それから有識者会議等を経まして、最終的に執行部案と申しますか、本戦略の行政側が策定する案が確定いたします。その案が確定いたしました際に、再度議会に報告をする予定といたしております。今年度末になりますますが、議会に報告をさせていただこうというふうに考えております。

○道祖委員

ということは、私どもの意見は一般質問か何かでやれということですね。そういうことでしょうか。吸い上げるところがないということですよ。きょう今からずらっとやるか、それか、一般質問でやってくれということでしょうか。それか、委員会が開催されるたびに、関連のあるところは言っているということでしょうか。それしかないということですね。

○総合政策課長

3月末に報告いたします時点につきましても、まだ確定案ではございませんので、その際にご意見をいただくということも可能でございますけれども、委員が言われますとおり、議会審議におきまして、都度、ご意見をいただくということも可能であるというふうに考えております。

○道祖委員

委員会のできる範囲を執行部に示すように言ってください。そして、委員会でこの中でどの部分が委員会の所管として該当するか。それ以外のことはしたらいけないということになると、それは別の場所で進めざるを得ませんから、それを今、できないとするならば、整理して。今のやり方でいくと、各所管に該当するところはできますけれど、それ以外はできないということですから、所管ごとにきちっと分けていただきたいと思います。

○委員長

総合施策課として整理できますか。

○総合政策課長

戦略に示しております個別の具体的な事業につきましては、現在実施中の事業でございます。これらの事業につきましては、それぞれその事業の所管担当がおりますので、それにつきましては所管の委員会で考えていただければと思っております。それから、検討する事業、本戦略と先ほども説明いたしましたけれども、毎年見直しを行いまして、検討すべき事業等で固まりました事業がありましたら、それはまた年次の見直しの際に具体的な事業として引き上げるというような形をとっております。それで具体的な事業のご提案とかいったものにつきましては、今後この戦略が策定されました後でも、ご意見等につきましては、それぞれの所管から出る意見でありますとか、本会議でありました意見につきましてもあわせて検討していくといったようなスキームになるというふうに考えております。（発言する者あり）

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:10

再 開 12:16

委員会を再開します。

○道祖委員

今いろいろと質問してきましたけど、ボリュームが大き過ぎて所管のところだけいろいろと言われても、所管もいろいろありますし、時間がかかりますので、できれば答弁するほうもお困りになると思うんで、困ることはないか、プロだから。委員長にお願いですが、正副議長に一度お願いして、時間をとっていただけるような機会を執行部に申し入れをしていただけないかどうか、相談していただけないですか。それは委員長のほうでお願いしたいと思いますけれど。

○委員長

今、道祖委員からありましたこの総合戦略について、議長、副議長と相談しながら、またお諮りしたいと思いますので、よろしくご了解お願いします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。
これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。